## 令和４年度　公文書開示状況（６月決定分）　総務局

| 月整理番号 | 請求年月日 | 決定年月日 | 公文書の件名 | 総枚数 | 決定区分 | | | | | （根拠規定）条例７条 | | | | | | | | | 非開示理由等 | 所管局部課等 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 開示 | 一部開示 | 非開示 | 不存在 | 存否応答拒否 | 1号 | 2号 | 3号 | 4号 | 5号 | 6号 | 7号 | 8号 | 9号 | | |
| 1 | R4.4.21 | R4.6.3 | （１）調査報告書（令和２年度　労働条件・労働環境調査　公益財団法人東京動物園協会）<br>（２）調査報告書（令和３年度　労働条件・労働環境調査　株式会社東京スタジアム） | 12 | | 1 | | | | | | 1 | | | | | | | （条例第７条第３号）<br>法人等に係る情報で、公にすることにより法人等の事業運営上の地位が損なわれると認められるため | 総務部グループ経営戦略課 |
| 2 | R4.4.21 | R4.6.3 | （１）労務管理に係る講習動画等に係る報告書（アンケート集計分析結果）（令和２年度）<br>（２）令和３年度　労務管理に関する講習会・個別相談会実施報告書 | 175 | | 1 | | | | | 1 | 1 | | | 1 | | | | （条例第７条第２号）<br>特定の個人を識別することができるため<br><br>（条例第７条第３号）<br>法人等に係る情報で、公にすることにより法人等の事業運営上の地位が損なわれると認められるため<br><br>（条例第７条第６号）<br>業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため | 総務部グループ経営戦略課 |
| 3 | R4.4.21 | R4.6.3 | （１）２総行革行第３０６号「指定管理者への労務管理に関する動画講習の実施について（依頼）」<br>（２）３総総経第１６５号「指定管理者への労務管理に関する講習会等の実施について（依頼）」 | 79 | | 1 | | | | | 1 | | | | 1 | | | | （条例第７条第２号）<br>特定の個人を識別することができるため<br><br>（条例第７条第６号）<br>業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため | 総務部グループ経営戦略課 |
| 4 | R4.4.21 | R4.6.3 | 令和２年度の労働条件・労働環境調査報告書 | 19 | | 1 | | | | | | 1 | | | | | | | （条例第７条第３号）<br>法人等に係る情報で、公にすることにより法人等の事業運営上の地位が損なわれると認められるため | 総務部グループ経営戦略課 |
| 5 | R4.4.21 | R4.6.3 | 令和２年度及び令和３年度の普及啓発用リーフレット | 10 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | 総務部グループ経営戦略課 |
| 6 | R4.4.21 | R4.6.3 | （１）令和２年度　労務管理に係る講習動画等資料一式<br>（２）令和３年度　労務管理講習会資料一式 | 130 | | 1 | | | | | 1 | | | | | | | | （条例第７条第２号）<br>特定の個人を識別することができるため | 総務部グループ経営戦略課 |

| 月整理番号 | 請求年月日 | 決定年月日 | 公文書の件名 | 総枚数 | 決定区分 | | | | | （根拠規定）条例７条 | | | | | | | | | 非開示理由等 | 所管局部課等 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 開示 | 一部開示 | 非開示 | 不存在 | 存否応答拒否 | 1号 | 2号 | 3号 | 4号 | 5号 | 6号 | 7号 | 8号 | 9号 | | |
| 7 | R4.4.21 | R4.6.3 | 「令和３年度指定管理者における労働条件・労働環境に係る調査等委託」の実施要項，実施要領など当該委託の実施に関する規程等。 | － | | | | 1 | | | | | | | | | | | | 総務部グループ経営戦略課 |
| 8 | R4.4.25 | R4.6.3 | 都が指定管理者の労働条件・労働環境の調査を行うにあたって，他都道府県，特別区，指定都市又は中核市等にて実施又は検討中の同様の取組（指定管理者の労働条件・労働環境調査等）の状況等を，都が調査を行ったことが分かる資料及びその結果をまとめた資料，並びに調査結果に対する都の評価判断が分かる資料。 | － | | | | 1 | | | | | | | | | | | | 総務部グループ経営戦略課 |
| 9 | R4.5.11 | R4.6.3 | 指定管理者制度に関して，公共サービス基本法１１条「公共サービスの実施に従事する者の労働環境の整備」のための施策として，「労働条件・労働環境調査（講習会，リーフレットを含む）」の他に実施した施策及び実施状況が分かる資料，並びに「制度指針」の他に施策の実施方針等を定めた資料。 | － | | | | 1 | | | | | | | | | | | | 総務部グループ経営戦略課 |
| 10 | R4.5.23 | R4.6.6 | (1)「1978年の東京都同和問題懇談会答申に記されている審議会の設置は、実行しないまま2003年3月に廃止した、と言われているが、この真実を教えていただきたい。」このことに関連する文書<br>(2)「同和関係の皮なめし業者などの産業廃棄物が、数年にわたり無料回収され、五千万円の予算、都民の税金が使われている。これは産業廃棄物の回収は、発生させる事業者の責任でおこなうことをさだめた廃棄物処理法、都清掃条例に全く反するものである。この記述に関わる見解を教えてください。」このことに関連する文書<br>(3)「解同の大井ふ頭、台東区橋場の産業会館及び葛飾区等での不法占拠（現在でも継続）等が問題になっているといわれておりますが、真実はどうなのでしょうか。」このことに関連する文書<br>(4)「1972年頃から、共産党関係者から解同の利権あさりと言われてきておりますが、例えば、台東区今戸児童会館内の人権相談室に解同台東区支部、大田区の人権相談員に解同品川支部、品川区の施設内に解同品川支部の相談員が配置されているなど、解同関係者と深い関係があるように感じますが、この背景には、過去において副都知事が解同員によって拘束され等の話を聞くことができます。この圧力に屈服した結果なのでしょうか。」このことに関連する文書<br>(5)「都の同和事業は百億円も費やしていると聞きます。これまでの同事業費はどのくらい費やしたのでしょうか。」このことに関連する文書 | － | | | | 1 | | | | | | | | | | | | 人権部企画課 |
| 11 | R4.4.8 | R4.6.7 | 決定書（謄本） | 206 | | 1 | | | | | | 1 | 1 | | | | | | (条例第７条第３号)<br>法人等に係る情報で、公にすることにより法人等の事業運営上の地位が損なわれると認められるため<br><br>(条例第７条第４号)<br>犯罪の予防や秩序の維持に支障をきたすおそれがあるため | 総合防災部防災管理課 |
| 12 | R4.5.13 | R4.6.8 | 「令和２年度地方財政状況調査」に係る調査表８表「歳出内訳及び財源内訳（その２）」（特別区分）（市町村分） | 167 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | 行政部市町村課 |

| 月整理番号 | 請　求<br>年月日 | 決　定<br>年月日 | 公文書の件名 | 総枚数 | 決定区分 | | | | | （根拠規定）条例７条 | | | | | | | | | 非開示理由等 | 所管局部課等 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 開示 | 一部開示 | 非開示 | 不存在 | 存否応答拒否 | 1号 | 2号 | 3号 | 4号 | 5号 | 6号 | 7号 | 8号 | 9号 | | |
| 13 | R4.5.31 | R4.6.10 | 東京都情報公開・個人情報保護審議会　権利濫用基準検討部会（第２回）式次第 | 1 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | 総務部情報公開課 |
| 14 | R4.5.31 | R4.6.10 | 東京都情報公開・個人情報保護審議会 第１回個人情報保護法対応部会 次第<br>東京都情報公開・個人情報保護審議会 第２回個人情報保護法対応部会 次第<br>東京都情報公開・個人情報保護審議会 第３回個人情報保護法対応部会 次第<br>東京都情報公開・個人情報保護審議会　権利濫用基準検討部会（第１回）式次第 | 4 | | 1 | | | | | | | | 1 | 1 | | | | （条例第７条第５号）<br>率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため<br><br>（条例第７条第６号）<br>業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため | 総務部情報公開課 |
| 15 | R4.5.31 | R4.6.10 | 情報公開・個人情報保護審議会個人情報保護法対応部会及び権利濫用基準検討部会の各会議の配布資料 | － | | | 1 | | | | | | | 1 | 1 | | | | （条例第７条第５号）<br>率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため<br><br>（条例第７条第６号）<br>業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため | 総務部情報公開課 |
| 16 | R4.5.31 | R4.6.10 | 第1回東京都情報公開・個人情報保護審議会 個人情報保護法対応部会速記録<br>第2回東京都情報公開・個人情報保護審議会 個人情報保護法対応部会速記録<br>（初校）第3回東京都情報公開・個人情報保護審議会 個人情報保護法対応部会速記録<br>第1回東京都情報公開・個人情報保護審議会 権利濫用基準検討部会速記録<br>第2回東京都情報公開・個人情報保護審議会 権利濫用基準検討部会速記録 | 80 | | 1 | | | | | | | | 1 | 1 | | | | （条例第７条第５号）<br>率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため<br><br>（条例第７条第６号）<br>業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため | 総務部情報公開課 |
| 17 | R4.6.8 | R4.6.14 | 令和４年度小笠原単価基準（令和４年５月１日適用） | 17 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | 行政部振興企画課 |
| 18 | R4.6.8 | R4.6.15 | 路面補修工事（３父の４）夜明山<br>・工事総括書（金額入り）<br>・種別内訳書（金額入り）<br>・代価明細表（金額入り）<br>・諸経費計算書（金額入り） | 87 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | 小笠原支庁土木課 |
| 19 | R4.6.8 | R4.6.15 | 道路災害防除工事（３父の３）小曲その２<br>・工事総括書（金額入り）<br>・種別内訳書（金額入り）<br>・代価明細表（金額入り）<br>・諸経費計算書（金額入り） | 85 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | 小笠原支庁土木課 |
| 20 | R4.4.28 | R4.6.20 | 感染拡大防止協力金について、請求者が認めるものではないが東京都主張として「誤支給をしてしまった」と認めているものの、「東京都に落ち度のあるミス」と認めない正当な理由がわかる一切の文書。なお東京都として返納を求める以上必ず必要な事項であると付け加え、産業労働局はもちろんそれ以外の全局に対してもこれを行える理由がわかるものが存在する可能性があるので全局に対して行う。 | － | | | | 1 | | | | | | | | | | | | | 総務部情報公開課 |

| 月整理番号 | 請　求<br>年月日 | 決　定<br>年月日 | 公文書の件名 | 総枚数 | 決定区分 | | | | | （根拠規定）条例７条 | | | | | | | | | 非開示理由等 | 所管局部課等 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 開示 | 一部開示 | 非開示 | 不存在 | 存否応答拒否 | 1号 | 2号 | 3号 | 4号 | 5号 | 6号 | 7号 | 8号 | 9号 | | |
| 21 | R4.4.28 | R4.6.20 | 東京都全局に対して開示請求を行う。東京都行政においてどのような状態、行為が「東京都の責めに帰すべき事由のミス」などに該当するのか指針や定義などがわかる一切の文書。 | － | | | | 1 | | | | | | | | | | | | 総務部情報公開課 |
| 22 | R4.4.28 | R4.6.20 | 訴訟を経ずに東京都の責めに帰すべき事由の「誤支給」や「ミス」があり、それを認めている場合の損害賠償額を確定させることが出来る部署などがわかる一切の文書。また我こそは該当する部署である。と自負がある部署はその案内のお知らせ、告知分等その部署と連絡が取れる方法を求める。 | － | | | | | | | | | | | | | | | | 総務部文書課 |
| 23 | R4.5.20 | R4.6.28 | ①　緊急事態の発出の際、ラブホテル営業は「旅館業法上の宿泊施設であるため社会生活の維持に必要な施設である」と決定されたと、総務局総合防災部危機管理調整担当課から説明されている。そこで、上記決定文言を伝えるために使用された文書及び決定に関する書類を御開示頂きたい。<br>②　局長説明等議事要旨記録表　令和２年４月１３日㈪　１３時４５分から１４時００分まで、議題「お問い合わせの多かった施設」についての配布資料は、題名も違い、発信場所も異なり、その当時HPで公開されていたリストとも内容が違うため、令和２年４月１０日付QA休止要請早見とは異なる別の庁外文書？であると、東京都の文書指導担当から回答を得た。また、無料法律相談においても同様の回答を得た。そこで、改めて、QA休止要請早見表の経緯及び手続きを御開示頂きたい。 | － | | | | 1 | | | | | | | | | | | | | 総合防災部防災管理課 |
| 24 | R1.5.6 | R4.6.29 | 東京都行政書士会と各金融機関との協定に関する意見・具申等 | 25 | | 1 | | | | | 1 | 1 | 1 | | | | | | (条例第７条第２号)<br>特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが権利利益を侵害するものであるため<br><br>(条例第７条第３号)<br>法人等に係る情報で、公にすることにより法人等の事業運営上の地位が損なわれると認められるため<br><br>(条例第７条第４号)<br>犯罪の予防や秩序の維持に支障をきたすおそれがあるため | 行政部振興企画課 |
| 25 | R4.6.23 | R4.6.30 | 歩道設置工事（２三―古澪の３）に係る工事変更設計書、変更工事費総括書、変更工事総括書、変更種別内訳書、<br>代価明細表、諸経費計算書 | 182 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | 三宅支庁土木港湾課 |